

「ウクライナ紛争から見てきた国連の抱える課題」へのコメント

ーグローバル・サウスおよびウクライナ問題へのブレトンウッズ機関の関与の視点よりー

武蔵野大学法学部 佐俣紀仁

本コメントの趣旨

- ・ブレトンウッズ機関のうち、世界銀行とグローバル・サウスとの協調に焦点を当てる
- ・基調講演での国連の課題に関する指摘の多くは世界銀行にも当てはまる
→課題に対応するため、世界銀行は借入国の「オーナーシップ」重視にシフト→この影響は？

1 世界銀行における国家の「オーナーシップ」重視とその背景

- ・近年、融資プロジェクトにおける環境社会配慮で、世界銀行は借入国の既存の法制度を重視
⇒ 国内法自体を変更することは求めず
 - 2016年環境社会配慮枠組 (ESF)¹での「UCS (Use of Country Systems)」の拡大²
 - 2020年には、借入国との「対話」に基づく問題解決を重視したモニタリング制度が設置³
- ・背景：①コンディショナリティ等の「介入的」融資政策批判への応答
 - ②途上国の「政策の余地」を支持する潮流 (パリ宣言、SDGs および 2030 アジェンダ)
 - ③世界銀行内部 (法務部) における思考様式の変化 (リスク回避から、リスク管理へ)⁴
 - ④グローバルガバナンスの「多極化」、競合機関の台頭 (AIIB、NDB)

2 「オーナーシップ重視」の意義と課題：グローバルサウスとの協調の観点から

- ・意義：「顧客重視」、「顧客フレンドリー」な開発金融機関へ
国家主権と途上国間の差異への配慮、貸出条件の緩和
- ・課題：国家のガバナンス改善への消極的・抑制的な関与
環境社会配慮の責任を借入国に「移譲」→「責任ある貸出」、特に開発金融機関として十分か？⁵

3 まとめ：変わりゆく世界銀行の存在感？

- ・オーナーシップ重視は、自身をとりまく情勢の変化を踏まえた、世界銀行による政策判断の結果
- ・グローバルサウスとの協調には一定の好ましい影響が期待されるが、ガバナンス改善への影響は未知数

¹ 世界銀行環境社会配慮枠組 <https://www.worldbank.org/en/projects-operations/environmental-and-social-framework>

² 借入国の国内法制度が、世界銀行の内部的融資基準と「実質的に一致する目的を達成しうる蓋然性が高い」場合、環境社会配慮は当該国の国内法制度を基準に行えば足りる。環境社会配慮に関する国家の法制度は、世界銀行の内部的な基準と「同等」である必要はなく、プロジェクトにおける「プロセスと結果」が重視される。

³ 従来の環境社会配慮基準のモニタリング制度である世界銀行インスペクション・パネル (1993年設置) が改組され、「アカウントビリティ・メカニズム」が新たに設置された。 <https://www.worldbank.org/en/programs/accountability> 本制度の概要については拙稿 (<http://id.nii.ac.jp/1419/00002027/>) 参照。

⁴ Dimitri Van Den Meerssche, *The World Bank Lawyers: The Life of International Law as Institutional Practice* (Oxford University Press, 2022).

⁵ Dimitri Van Den Meerssche, "Accountability in International Organizations: Reviewing the World Bank's Environmental and Social Framework," in Elena Sciso (ed.) *Accountability, Transparency and Democracy in the Functioning of Bretton Woods Institutions* (Springer International Publishing, 2017).